

社会福祉法人岡山千鳥福社会  
槌ヶ原ちどり保育園  
重要事項説明書

令和8年4月1日現在

## 1.運営主体

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 名 称     | 社会福祉法人岡山千鳥福祉会   |
| 所 在 地   | 岡山県岡山市南区千鳥町 7-7 |
| 電 話 番 号 | 086-264-5915    |
| 代 表 者   | 理事長 八田 高志       |

## 2.施設の概要

|           |   |
|-----------|---|
| 種 類       | 保育所   |
| 名 称       | 槌ヶ原ちどり保育園   |
| 所 在 地     | 岡山県玉野市槌ヶ原 948   |
| 連 絡 先     | 電話番号：0863-71-3042<br>F A X：0863-71-0020   |
| 管 理 者     | 園長 栗原 明美  |
| 開 設 年 月 日 | 平成 26 年 4 月 1 日   |
| 利 用 定 員   | 270 名<br>3 歳～5 歳児(2 号認定) 153 名<br>1 歳～2 歳児(3 号認定) 87 名<br>1 歳未満児 (3 号認定) 30 名   |
| 目 的       | 本園は児童福祉法第 39 条により、日々保護者の委託を受けて保育に欠ける生後 6 ヶ月以上の乳幼児を保育することを目的とする。   |
| 保 育 目 標   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・優れた環境の中で元気に生き生きと活動し、みんなと楽しく遊べる子、思いやりのある子、やる気のある子を育てる。</li> <li>・障害児を健常児の中で保育することにより発達を促す。</li> </ul>  |
| 保 育 方 針   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に必要とされる保育園を目指す。</li> <li>・家庭との連携を密にし、情緒を安定させ、基本的な生活習慣の自立を促し、心身の調和的発達を図る</li> <li>・様々な経験を通して保育の充実を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>*体力の発達を促す</li> <li>*考えたり、工夫したりする場を与え、心情を豊かにすると共に、知的能力を育む。</li> <li>*集団生活の中で自主的、協力的態度を養う。</li> </ul> </li> </ul> |

### 3.施設・設備の概要

#### ・施設

|    |      |                         |
|----|------|-------------------------|
| 敷地 | 敷地全体 | 11127.46 m <sup>2</sup> |
|    |      | 園庭                      |
| 園舎 | 構造   | 鉄筋コンクリート造 2階建           |
|    | 述べ面積 | 3596.33 m <sup>2</sup>  |

#### ・主な設備

| 設備     | 備  | 部屋数                           | 備考                             |
|--------|----|-------------------------------|--------------------------------|
| ほふく室   | 2室 | さくらんぼ組 : 0歳児クラス               |                                |
| 乳児室    | 2室 | いちご組 : 1歳児クラス                 |                                |
| 保育室    | 8室 | もも組 : 2歳児クラス<br>ばなな組 : 4歳児クラス | みかん組 : 3歳児クラス<br>めろん組 : 5歳児クラス |
| 遊戯室    | 1室 | ランチルーム兼用                      |                                |
| 医務室    | 1室 |                               |                                |
| 調理室    | 1室 |                               |                                |
| 事務室    | 1室 |                               |                                |
| 支援センター | 2室 | 一時預かり保育室 園庭開放室                |                                |

### 4.職員体制 (令和8年4月1日現在)

| 職種    | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考                      |
|-------|----|----|-----|-------------------------|
| 園長    | 1  | 1  |     |                         |
| 主任保育士 | 1  | 1  |     |                         |
| 保育士   | 47 | 25 | 22  | 内 支援センター 2名<br>一時預かり 2名 |
| 看護師   | 2  |    | 2   |                         |
| 栄養士   | 1  | 1  |     |                         |
| 調理員   | 5  | 4  | 1   |                         |
| 保育補助  | 4  |    | 4   |                         |
|       |    |    |     |                         |
|       |    |    |     |                         |

\*保育士の数は受け入れる子どもの数により増減することがあります。

## 5.保育を提供する日及び休日

|             |  |
|-------------|--|
| 提 供 す る 曜 日 | 月曜日から土曜日まで   |
| 開 所 時 間     | 月～金曜日 7:00～19:00<br>土曜日 7:00～18:00   |
| 短時間保育利用可能時間 | 8:30～16:30 このほかの時間帯を利用する場合は料金が発生します。<br>7:00～7:30 7:30～8:00 8:00～8:30<br>16:30～17:00 17:00～17:30 17:30～18:00 各30分ごとに100円発生<br>例 7:25分登園 300円 17:45分降園 300円 月の合計を集金 |
| 延 長 保 育     | 18:00～19:00 (月曜日～金曜日)<br>18:00～18:30 150円 18:30～19:00 150円 月の合計を集金<br>24回以上 一律 3500円   |
| 休 業 日       | 日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)   |

\*お盆の時期や卒園式などの行事の時には、ご家庭における保育をお願いする場合がありますのでご協力をよろしく申し上げます。

## 6.利用者負担

|             |   |
|-------------|---|
| 保 育 料       | 玉野市が定める保育料(3歳児クラスより無償)  |
| 実 費 徴 収 金   | 下記の諸費・副食費・延長保育料については銀行引き落としとさせていただきます。  |
| ・ 諸費        | 保護者会費(600円/月) 絵本代(実費)<br>お米代(160円/月 3歳以上児)・・・月4食分(金曜日・行事食など)<br>午睡チェックセンサー代(月600円/月 0,1,2歳児)<br>個人持ち用品代(制服、文具等)   |
| ・ 副食費(3歳以上) | 給食、おやつの提供にかかる費用(副食費 月額4,900円)<br>ただし、年収360万円未満相当の世帯及び第3子以降の子どもについては、副食費負担なし(算定基準は玉野市が利用者負担額を決定する際の基準と同じ基準となります)<br>※副食費の負担のない世帯には玉野市より通知があります。  |
| ・ 延長保育料     | 18:00～19:00(月曜日～金曜日)<br>18:00～18:30 150円 ・ 18:30～19:00 150円 月の合計を集金<br>24回以上 一律 3,500円<br>【保育短時間】7:00～7:30 ・ 7:30～8:00 ・ 8:00～8:30 ・ 16:30～17:00<br>17:00～17:30 ・ 17:30～18:00 各30分ごとに100円発生<br>例 7:25分登園 300円 17:45分降園 300円 月の合計を集金 |

その他本園の利用において通常必要とされるものに係る費用で、保護者が負担することが適当と認められるものは負担していただきます。

## 7.提供する保育の内容

- ・「保育所保育指針」に基づき、教育・保育を提供します。  
また、幼児教育の一環として、「リズム・英会話・硬筆」の活動を行っています。
- ・給食は昼食（0・1・2歳児は主食・副食、3・4・5歳児は副食のみ）と間食を提供します。  
普通食とは別に、アレルギーがある子に対応した給食、おやつも提供しています。  
(あらかじめ保護者の方に、医療機関よりアレルギー源を記載した診断書を提出していただきます)
- ・障がい児保育について  
地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

## 8.年間行事予定

「入園のしおり」「進級のしおり」参照

## 9.利用開始及び終了に関する事項 利用にあたっての留意事項

|         |  |
|---------|--|
| 利 用 開 始 | 入所申込<br>玉野市が指定する入所申込書類に必要事項を記入し、玉野市に申し込んでください。<br>↓<br>入所審査<br>玉野市の入所選考基準に基づき選考<br>↓<br>入所決定・利用開始  |
| 利 用 終 了 | 以下の場合には保育の提供を終了させるものとします。<br>1. 園児が小学校に就学したとき。<br>2. 園児の保護者が法に定める支給要件に該当しなくなったとき。<br>3. 保護者から退園の申出又は転園をしたとき。<br>4. その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。 |

## 10.嘱託医・嘱託歯科医

本園は以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

- ・嘱託医

|         |              |
|---------|--------------|
| 医療機関の名称 | 三宅内科外科医院     |
| 医 院 長 名 | 三宅 一昌        |
| 所 在 地   | 玉野市槌ヶ原 1017  |
| 電 話 番 号 | 0863-71-2277 |

・嘱託歯科医

|         |              |
|---------|--------------|
| 医療機関の名称 | 平山歯科医院       |
| 医院長名    | 平山 雅仁        |
| 所在地     | 玉野市長尾 757-1  |
| 電話番号    | 0863-71-2850 |

11.緊急時における対応方法

保育の提供中に園児に体調急変等の緊急事態が発生した場合には、速やかに保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

・管轄する消防署

|      |                           |
|------|---------------------------|
| 消防署名 | 玉野消防署                     |
| 所在地  | 玉野市田井 2 丁目 4502 番地（深山公園内） |
| 電話番号 | 0863-31-5711              |

・管轄する警察署

|      |              |
|------|--------------|
| 警察署名 | 玉野警察署        |
| 所在地  | 玉野市宇野 1-13-1 |
| 電話番号 | 0863-32-0110 |

12.非常災害対策

|           |  |       |          |       |
|-----------|--|-------|----------|-------|
| 防火管理者     | 栗原 明美  |       |          |       |
| 消防計画届出年月日 | 令和 8 年 4 月 上旬  |       |          |       |
| 避難訓練      | 条例の規定に基づき、毎月 1 回、避難訓練・消火訓練を実施しています。<br>また、津波想定避難訓練を年 1 回実施しています。   |       |          |       |
| 防災設備      | 自動火災報知機  | 有     | 非常通報装置   | 有     |
|           | 漏電火災警報器  | 有     | 非常警報設備   | 有     |
|           | 避難すべり台   | 有     | 誘導灯・誘導標識 | 有     |
|           | 非常電源設備   | 有     | 自動煙報知器   | 有     |
|           | その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理   |       |          | 有     |
| 避難場所      | 第一避難場所   |       | 第二避難場所   |       |
|           | 名称   | 1 階園庭 | 名称       | 2 階園庭 |
|           | 園からの距離   |       | 園からの距離   |       |
| 緊急時の連絡手段  | 電話連絡 一斉メール   |       |          |       |
| 引き渡しについて  | 災害等の発生後の子どもの引き渡しは、原則として当園で行うものとします。<br>ただし、災害の状況に応じて現地で引き渡す場合があります。<br>(引き渡しカード利用)<br>なお交通機関等に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合は、やむを得ず子どもを宿泊させることがあります。 |       |          |       |

